

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役三年六月に処する。
原審における未決勾留日数中五〇日を右刑に算入する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護士赤松幸夫、同田中俊夫及び同霜鳥敦が連名で提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官宇野博提出の答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 事実誤認の主張について

所論は、要するに、被告人は、本件の共犯者とされているAが株式会社B銀行C支店長作成名義の質権設定承諾書を偽造、行使することを認識していなかったから、原判示第二の有印私文書偽造、同行使については無罪であり、同第一の詐欺については、右の認識がなかったことにより被告人の理解していた欺罔行為とAが実行した実際のそれとか食い違い事実の錯誤があるので、訴因変更のない限り無罪であるから、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認がある、というのである。

一 そこで検討すると、関係証拠によれば、本件の経過としておおむね原判示のとおり的事実が認められ、その概要は以下のとおりである。

1 被告人は、昭和六三年四月一日株式会社B銀行C支店に勤務して得意先を担当していたAからの依頼で、被告人が代表取締役をしていたD株式会社においてノンバンクの株式会社Eから一〇億円の融資を受け、これを同支店に預金（いわゆる協力預金）した。この融資については、担保として右預金にEのために質権を設定することになっていたが、Aは、質権設定手続きをせずにC支店長作成名義の質権設定承諾書を偽造し、Eにこれを交付した（以下、このようにノンバンクから協力預金の資金名目で融資を受けるに際し、右預金にノンバンクのために質権を設定するとしながら、これを行わずに質権設定承諾書を偽造、行使する方法を「不正融資」という。不正融資金は一応は協力預金に当てられるものの、その後間もなくノンバンクに内密で解約され、他の用途に費消されるのが常態であった。）。ただ、被告人は、その段階ではAから融資金を一定期間銀行に預金した後はノンバンクへの返済期限まで被告人が運用することができると聞かされていただけであり、融資の実際の手続きは主としてAが行っていたことなどもあって、右預金がEに対する担保に提供されるものであり、かつこれに関し質権設定承諾書の偽造、行使が行われたことまでは知らなかった。この融資が被告人の関与した最初の不正融資であり、被告人は、同月一八日この融資による資金をAから紹介された株の仕手筋の関係者であるというFことFに貸し付けた。

2 被告人は、その後、Dのほか、自らが代表取締役となっていたコンピュータソフトの情報処理等を営業目的とする株式会社G及び金融を営業目的とするH株式会社等の名義でノンバンク数社から、Aに手続きを任せて繰り返し不正融資を受け、本来はその担保となっているはずの協力預金を解約し、株式投資の資金としてHの貸付資金として運用した。

3 ところが、平成二年一月ころHが不動産仲介業者のIに貸し付けていた六〇億円と、前記FことFに貸し付けていた三〇億円がいずれも焦げ付き、この貸付金の資金源であるEからの不正融資の返済期限が迫っていたところ、Eでは右合計九〇億円の返済期限の延期等には応じない意向であったため、被告人及びAは、その返済のための資金繰りに窮することとなった。そして被告人は、Aから、Eへの返済のためにJ株式会社から九〇億円の融資を受けるにあたり、仲介者に二億円の現金を支払うほかHの経営権譲渡に関する書類等を渡すことを求められたことから、その理由を問い質したところ、これまでのノンバンクからの融資がその担保とされる協力預金についてC支店長名義の質権設定承諾書を偽造してノンバンクに交付するという不正な方法によるものであって、Eへ九〇億円を返済しないとこのような不正が発覚し、被告人も懲役七年になる旨を告げられた。被告人は、これを聞いて衝撃を受けたが、結局、Jから同様の方法で融資を受けることとし、同年一月二二日JからH名義で九〇億円の不正融資を受けた。

4 Aは、右Jからの不正融資の返済のために、原判示第一記載のとおり、平成三年三月E担当者を欺罔してGに対する不正融資の方法で約五〇億円を騙取し、かつ同第二記載のとおり、G名義の五〇億円の通知預金に関しC支店長名義の質権設定承諾書を偽造、行使する行為を実行したが、これは前記認定の経過から不正融資の実体を知った被告人の了解の下に行われたものである。

以上の諸点に加えて、通知預金について質権が設定されることを認識した時点に
関する被告人の原審及び当審における供述があいまいで必ずしも一貫していないこ
とをも考慮すると、原判示のように、被告人は平成二年一月にJから九〇億円の
融資を受けるに当たり不正融資の仕組みを認識していたと認めるのが相当であり、
所論は採用することはできない。なお、その他の所論を検討してみても、右原判決
の事実認定に誤りがあるとは認められず、論旨は理由がない。

第二 法令適用の誤りの主張について

所論は、要するに、原判決は、原判示第一の詐欺と同第二の有印私文書偽造、同
行使を併合罪として処理しているが、実質的にみるならば、右有印私文書偽造、同
行使、詐欺は密接不可分で順次手段結果の関係にあるからそれらは牽連犯として処
断されるべきであり、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤
りがある、というのである。

そこで検討すると、一般的には有印私文書偽造、同行使、詐欺との間には順次手
段結果の牽連関係があると認められるが、本件の事実関係においては、欺罔された
Eの担当者からC支店のG名義の普通預金口座に約五〇億円が振込送金され、Aが
同普通預金口座から五〇億円を同社名義の通知預金に振り替えた後に同人において
C支店長名義の質権設定承諾書を偽造してこれをEの担当者であるMに交付して行
使しており、詐欺が既遂に達してから偽造質権設定承諾書を行使していることが認
められるから、偽造有印私文書行使が詐欺の手段となっているとはいえず、両者
を牽連犯とするのは相当でない。

〈要旨〉ところで、一般に銀行預金を担保として第三者から融資を受ける場合に
は、当該第三者に質権設定承諾書を〈要旨〉交付し、その後融資金の交付を受けるの
が通常予想される形態と考えられる。ところが、本件においては、融資金が銀行預
金の原資となっている関係で、まず融資金が入金されて預金に当てられてこれに関
する質権設定承諾書が作成され、それが融資先に交付されているのである。しか
し、元々（偽造）質権設定承諾書の交付は、融資金の入金（騙取）につき必要不可
欠なものとして、これと同時的、一体的に行われることが予想されているのであ
つて、両者の先後関係は必ずしも重要とは思われないところである。事実、本件と同
様の不正融資事件において、事務処理の都合等から融資金の入金前に預金通帳等を
作成して質権設定承諾書を偽造し、これを交付するのと引き換えに不正融資金が振
込入金された事例もあることは当裁判所に顕著な事実であり、かつその場合には、
当然のことながら、有印私文書偽造、同行使、詐欺とは順次手段結果の關係にあり
結局一罪であるとして処断されているのである。そして、右の場合と偶々その担当
者の事務処理の都合等から偽造質権設定承諾書の交付と振込入金との時間的先後が
逆になった本件のような場合とで罪数処理に関する取り扱いを異にすべき合理的な
理由を見出し難いことからすると、偽造有印私文書行使罪と詐欺罪との法益面
の関連性が必ずしも強くないことを考慮に入れても、両者は包括一罪として処断す
るのが相当と解される。そうすると、原判決には、偽造有印私文書行使罪と詐欺罪
を併合罪として処理したことについて法令適用の誤りがあり、右誤りが判決に影
響を及ぼすことは明らかである。したがって、控訴趣意中量刑不当の論旨について判
断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。

第三 破棄自判

よって、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但
書により、直ちに当裁判所において自判すべきものと認め、さらに次のとおり判決
する。

原判決が認定した罪となるべき事実には、原判決と同一の罰条を適用し、原判示第
一の詐欺と同第二の偽造有印私文書行使とは包括一罪の關係にあり、同第二の有印
私文書偽造と同行使とは刑法五四条一項後段により一罪として処断すべき場合であ
るから、結局以上を一罪として同法一〇条により最も重い詐欺罪の刑（但し、短期
は偽造有印私文書行使罪の刑のそれによる。）で処断することとし、その刑期の範
囲内で被告人を懲役三年六月に処し、同法二一条を適用して、原審における未決勾
留日数中五〇日を右刑に算入することとする。

第四 量刑の理由

本件は、被告人が、Aと共謀のうえ、Eから、預金担保による融資名下に金員を
騙取しようとして企て、G名義でEから借り受ける金員を、いったんはC支店にG名義
で通知預金にするものの、これを解約して費消する意図であつて、Eのために右預
金に質権を設定する意思も、その質権設定についてC支店長の承諾手続きをとる意
思もないのに、平成三年三月一八日ころ、Aにおいて、E本店融資第二部融資第四

課のMに対し、「Gが五〇億円協力を預金してくれ、こを言っとなつた。C支店に通知預金して担保設定するの融資を本願し、Nに、貸付金を設るこを言っとなつた。C支店に通知預金し込み、Mを介してE取締役を本願し、Nに、貸付金を設るこを言っとなつた。C支店に通知預金入れられる五〇億円の通知預金を回収を確実にすこの質権の出座預金口座から九億五〇八万七千八百五十九円を振り送金させてこれを騙取し（原告第一の事実）、同日、C支店店舗内、Aにおいて、行使の目的で、ほしいうままに、質権の対をC支店のG名義の金額五〇億円の通知預金とし、質権設定者を同社、質権者をEとする質権設定承諾書偽造し、同日、同所において、Mに対し、右偽造に係る質権設定承諾書一通を真正に成立したもののよう装って交付し行使した（同第二の事実）、と

その動機は、前記のとおり、金融業を営むHの貸付金の資金源などとしてこれまでもノンバンクから不正融資を繰返して受けてきた被告人が、貸付金が焦げ付いたために融資金九〇億円の返済資金に窮し、Aからこれまでの融資が不正であるとを明確に告げられた後にも、不正融資の返済のためにJからの九〇億円の不正融資を受け、今度はその返済のために本件の約五〇億円の不正融資を企てたというのであって、元を質せば企業の経営者として杜撰な借入及び融資管理に端を発し、直接的には不正融資の隠蔽糊塗というこにあり、安易かつ自己中心的で、酌量すべき事情に乏しい。

犯行の様態は、大手都市銀行のB銀行C支店支店長代理のAとともに、銀行に寄せられる高い信頼を悪用し、約五〇億円を騙取し、それに伴いC支店長名義の質権設定承諾書を偽造、行使したもので、都市銀行に對する信頼を逆手にとった計画的で巧妙な犯行といわざるを得ない。EのMらが本件の偽造に係る質権設定承諾書のC支店長の記名印の後ろに押された押切印を見て、一時怪訝に思ったものの、Aの言辞に惑わされ、これを正規なものとして取り扱った事実はあるものの、それまでの取引をも踏まえた都市銀行及び銀行員に對する信頼の大きさをかというべきである。その被害額も約五〇億円ともより巨額であり、その騙取金は、Aの多数の不正融資の資金繰りに組み込まれて他に流出しているが、同時に他から約五〇億円流入することによりJからの融資金の返済に充てられていることからは、実質は被告人の経営するHの利得するところといえる。この被害については、B銀行が従業員の不法行為であることなどを考慮してEに肩代わり弁済し、被告人がB銀行にHの貸付金債権、株式等を譲渡担保として差し入れるなどしているが、これら提供したものは焦げ付いている貸付金債権等であつて、B銀行側では被害回復にはほど遠くみている。

そして、本件は、他の一連の銀行員による不正融資事件と相まって都市銀行に對する社会一般の信用を失墜させ、その社会的影響も大きかつたのであり、これらの事情によれば、被告人の罪責は重いものがあるといわざるを得ない。

他方、本件犯行にいたる経過には、銀行員であるAを信頼して不正融資と気付かないままノンバンクから不正融資を受けて運用を始めたところ、後に不正融資であつたことを返済しないと長期間服役することになるなどAに告げられ、Aの提案きかぬままJからの九〇億円の不正融資を受けて本件にいたるなど、Aに振り回され巻き込まれた面もあること、その実行行為の主要部分は、Aがほとんどすべて行つており、銀行員であるAがいなければ実行不可能ともいえるものであること、さらなる本件はもともとAが企図し長期間多方面で行つてきた多数の不正融資の一環であることが窺われること、Aに長期間一連の不正融資を行うことを可能にしたC支店の業務監視体制に問題があり、そのことが被害を肩代わりしたB銀行の被告人に對する民事上の求償額に影響を及ぼすであろうこと、当時B銀行等の都市銀行が業績拡大を重視する経営方針であつたことが協力預金などを生み出し不正融資を行わせる遠因となつたことは否めないこと、被告人は本件を反省し、原判断時B銀行に對して前記譲渡担保を差し入れるなどして実質的な被害弁償を図ろうとしたうえ、原判断後にはHの貸付金債権の担保となつていた不動産を売却する努力を重ねた結果、国土利用計画法上の都知事の勧告通知を受理後すみやかに五億三〇〇〇万円を売却し、その売却代金から特別土地保有税等の支払に充てた残金四億七〇〇〇万円の全額をB銀行に支払つて現実に一部の被害弁償をしたこと、被告人には交通事

故による罰金前科一犯以外に前科がなく、これまで真面目に社会生活を営んできたこと、未成年の子供二人を養育している家庭の事情などの被告人に有利な諸事情も認められる。

これらを十分考慮して主文のとおり量刑した次第である。

よって、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小林充 裁判官 中野保昭 裁判官 小川正明)